大阪市水道局告示第55号

次の金融機関について、大阪市水道局収納取扱金融機関として法人指定の決定をしたので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の２第３項の規定に基づき告示する。

令和８年11月２日

大阪市水道局長　　坂　本　篤　則

金融機関名	取扱開始日
ドコモＳＭＴＢネット銀行	令和８年11月４日

（水道局総務部経理課）